



# 定年後再雇用と有期労働契約

## —定年退職後の再雇用契約の成否とその後の契約更新・雇止め—

- ☑ 定年後再雇用契約の成否と雇止め法理の関係は？
- ☑ 再雇用契約の「雇止め」にあたって留意すべきこととは？

高年齢者雇用安定法（高年法）では、雇用する労働者が希望する場合には65歳までの雇用確保措置を講ずることが事業主に対して義務づけられています。有期労働契約は、高年法に基づく継続雇用のための制度の一つである定年後再雇用制度を選択している事業主において活用しているケースが多くあります。

本セミナーでは、高年法の法的理解とともに、有期労働契約である定年後再雇用の取扱いについて、実務上の留意点とポイントを解説します。

**日時** 令和4年6月17日（金）

午後3時～5時

**講師** 弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

**開催方法** WEB 開催

**定員** 100名

（Microsoft Teams meeting を使用）

**対象者** 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

**参加費** 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

**申込方法** FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り6月13日（月））。

### 【講義プログラム】

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 高年者雇用の特徴           | 3. 再雇用後の更新・雇止め       |
| (1) 高年法に基づく継続雇用制度の考え方 | (1) 労使協定による対象者の限定    |
| (2) 定年後再雇用者に特有の事情     | (2) 契約更新の合理的期待の内容・程度 |
| 2. 定年退職後の再雇用契約の成否     | (3) 雇止め法理の解釈・適用      |
| (1) 定年後再雇用契約を拒否できる場合  | ・更新上限の設定 ・人員削減にあつ    |
| (2) 定年後再雇用契約と雇止め法理の関係 | ての人員論 ・その他           |
| (3) 重要判例の検討           | 4. 質疑応答              |

# 参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り6月13日(月)

<b>「定年後再雇用と有期労働契約」</b> 日時：令和4年6月17日(金)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ( )	FAX ( )
その他の参加者	所属・役職 氏名
その他の参加者	所属・役職 氏名
その他の参加者	所属・役職 氏名
その他の参加者	所属・役職 氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい)  送付先住所 _____  所属・役職・ご担当者氏名 _____	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。